

経営革新計画伴走支援事業派遣専門家事務処理要領

(目的)

第1条 この要領では、経営革新計画伴走支援事業派遣専門家（以下「派遣専門家」という。）の事務処理について定める。

(派遣専門家への業務の依頼)

第2条 公益財団法人福岡県中小企業振興センター専門家派遣事業の登録専門家の中から適当な者を経営力再構築課で選定し業務を依頼する。

2 派遣専門家の選定については、経営革新計画伴走支援事業実施要領第5条に定める申請者の経営革新計画やヒアリングなどを考慮して決定する。

3 選定した派遣専門家とは業務を依頼するごとに「経営革新計画伴走支援事業支援事業者指導業務委託契約書」（様式第1号）により業務委託契約を締結する。

(業務内容)

第3条 派遣専門家の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 支援事業者への経営革新計画伴走支援事業支援計画書（様式第2号）の作成
- 二 経営革新計画伴走支援事業支援計画書に基づく支援事業者への指導
- 三 経営革新計画伴走支援事業報告書（様式第3号）及び経営革新計画伴走支援事業終了報告書（様式第4号）による支援指導内容の報告

(支援回数)

第4条 派遣専門家が支援事業者に対する支援回数は5回以内とする。

(謝金等)

第5条 支援事業に要する1回当たりの派遣専門家への謝金は31,500円（消費税率10%、うち消費税2,863円）、旅費は2,100円（消費税率10%、うち消費税190円）とする。なお、1回につき3時間以上業務に従事するものとする。

2 前項の場合であっても、(1)及び(2)に該当する場合は、専門家の申し出により、センター旅費規程により公共交通機関で移動した場合の金額を支払うものとする。

(1) 別表「地域区分」に定める地域を超えて移動する場合

(2) 移動距離が片道50kmを超える場合

(謝金等の支払い)

第6条 第3条第3号の規定に基づき提出された報告書等により支援内容を確認した後に、経営革新計画伴走支援事業謝金等請求書（様式第5号）及び経営革新計画伴走支援事業振込口座確認票（様式第6号）に基づき支払う。

附 則

この要領は、令和5年5月19日から適用する。

この要領は、令和5年10月1日から適用する。

この要領は、令和6年6月21日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年8月1日から適用する。

別表 地域区分

地域区分	地域	市町村
地域1	福岡	福岡市、宗像市、福津市、古賀市、春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、朝倉市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、筑前町、東峰村
地域2	北九州	北九州市、中間市、行橋市、豊前市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
地域3	筑豊	直方市、宮若市、飯塚市、田川市、嘉麻市、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、小竹町、鞍手町
地域4	筑後	久留米市、小郡市、うきは市、大川市、筑後市、八女市、柳川町、みやま市、大牟田市、大刀洗町、大木町、広川町
地域5	県外	県外市町村

様式第1号（第2条関係）

経営革新計画伴走支援事業支援事業者指導業務委託契約書

公益財団法人福岡県中小企業振興センター（登録番号：T6290005001100）（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、経営革新計画伴走支援事業支援事業者指導業務の委託に関し、関係法令を遵守し、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 委託者は、受託者に対し、委託者から依頼する経営革新計画伴走支援事業支援事業者指導業務を第2条のとおり委託し、受託者はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 受託者は、委託者の依頼に基づく委託業務を行うこととし、委託者が受託者に委託する業務の種類及び範囲は、次のとおりとする。

一 委託業務

経営革新計画伴走支援事業支援事業者指導業務 支援事業者

二 支援指導業務

イ 支援事業者への経営革新計画伴走支援事業支援計画書の作成

ロ 経営革新計画伴走支援事業支援計画書に基づく支援事業者への指導

ハ 経営革新計画伴走支援事業報告書及び経営革新計画伴走支援事業終了報告書による支援指導内容の報告

（委託期間）

第3条 委託業務の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（業務報告）

第4条 受託者は、本契約に基づいて行った業務に関して派遣回ごとに支援報告書を提出するものとし、最終支援回後は、速やかに経営革新計画支援事業終了報告書、経営革新計画伴走支援事業謝金等請求書、経営革新計画伴走支援事業振込口座確認票を添えて提出しなければならない。

（業務委託料）

第5条 本契約に基づく委託料は、指導業務に要する1回当たり31,500円（消費税率10%、うち消費税2,863円）とする。なお、1回につき3時間以上業務に従事するものとする。

2 受託者が業務遂行のために旅行したときは、1回あたり旅費は2,100円（消費税率10%、消費税190円）とする。

（業務委託料の支払い）

第6条 委託者は、前条に定める業務委託料を第4条の規定に基づく提出された報告書等により支援内容を確認した後に支払う。

2 委託者は、受託者が本事業の終了期日である令和8年1月31日までに第4条の規定に基づく報告書等の提出をしなかったときは、前条に定める業務委託料を支払わないことができる。

(解約)

第7条 委託者又は受託者が契約期間満了の前に本契約を解約しようとするときは、事前に相手方に文書にて通知しなければならない。

(解除)

第8条 委託者又は受託者が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、通告その他の手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 相手方が本契約の条項に違反したとき。
- 二 相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。
- 三 経営革新計画伴走支援事業実施要領に違反したとき。
- 四 その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(秘密保持)

第9条 受託者は、本契約期間中又は期間終了後を問わず、委託業務に関して知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。また、委託業務に関して知り得た秘密を委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(禁止事項)

第10条 受託者は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

- 2 受託者は、委託業務を通じて相談を受けた事業者に対し、契約期間中、私的に有償のコンサルティング等を行ってはならない。また、本契約期間満了、又は契約の解約・解除の後においても、委託業務の内容に係ることに關して同様のコンサルティング等の勧誘を行ってはならない。

(暴力団等の排除)

第11条 委託者は、警察本部からの通知に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害があっても、委託者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- 一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- 二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- 三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- 四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- 五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- 六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- 七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- 八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 委託業務を実施するに当たり、受託者が故意又は重大な過失により委託者に損害を与えた場合、受託者は委託者に対して委託者が被った損害の全額を損害賠償しなければならない。

2 委託業務を実施するに当たり、受託者が故意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、受託者から損害を受けた第三者の求めに応じ委託者がその損害を賠償したときは、委託者は受託者に対して全額について求償権を有するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 受託者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「保有個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、委託者及び受託者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

福岡市博多区吉塚本町9番15号
公益財団法人福岡県中小企業振興センター
理事長 松本 茂樹

受託者

(住所)
(会社名)
(役職名) (氏名)

別記

保有個人情報取扱特記事項

第1 受託者は、委託者が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用される同条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（管理及び実施体制）

第2 受託者は、保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる者又は組織（以下「保護管理責任者等」という。）並びに権限を明らかにし、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 受託者は、この契約により、保有個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、権限の内容等を明確化及び必要最小限化し、特定された従事者以外の者が当該保有個人情報にアクセスすることがないように、また、権限を有する者であっても、業務上の目的以外の目的でアクセスすることがないようにしなければならない。

（作業場所等の特定）

第3 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所（保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室又は区域を含む。）を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

（秘密の保持）

第4 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第5 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（持出しの禁止）

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、委託者から提供された保有個人情報又は保有個人情報が記録された資料等（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。以下「記録媒体」という。）を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

（複写又は複製等の禁止）

第7 受託者は、この契約による事務を処理するため、委託者の承諾なしに保有個人情報又は記録媒体（以下「保有個人情報等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定は、保有個人情報等の送信又は外部への送付、その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為について準用する。

3 受託者は委託者から前2項の承諾を受けた場合、保有個人情報等の誤送信、誤送付、誤交付、誤廃棄、又はウェブサイトへの誤掲載等を防止するため、複数の従事者による確認や専用ソフトウェアの導入等の必要な措置を講じるものとする。

(利用及び提供の制限)

第8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(廃棄等)

第9 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等が不要となった場合には、保護管理責任者等の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報の消去又は記録媒体の廃棄等を行わなければならない。

(情報システムにおける安全管理措置)

第10 受託者は、上記のほか、委託者から提供された保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、その秘匿性等その内容に応じて、次の措置を講じなければならない。

- 一 アクセス制御のための認証機能設定、データ持出し時を含むパスワード等の定期又は随時見直し、読取り防止措置
- 二 作業場所等の入退管理やアクセス記録の保存、定期的分析を含むアクセス状況の監視、作業を行う端末の限定（台数管理、盗難防止措置を含む。）、バックアップ記録の作成 ほか
- 三 不正アクセス防止プログラム等の導入（最新化）をはじめとするサイバーセキュリティ水準の確保
- 四 その他部外者、第三者による閲覧（窃取）防止のために必要な措置

(従事者への研修)

第11 受託者は、この契約による事務に従事している者に対して、おそれを含む事故発生時の対応のほか、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た保有個人情報等の内容をみだりに他人に知らせてはならないこと、その他情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策等の個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

(再委託の禁止)

第12 受託者は、この契約による保有個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、委託者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した保有個人情報等は、事務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第14 受託者は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、保護管理責任者等の指揮のもと、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、併せて委託者に報告し、委託者の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 受託者は、おそれを含め、前項の事案が発生した場合、その経緯、被害状況等を調査し、委託者に書面で報告するものとする。ただし、書面報告を行う暇がない場合等はこの限りではない。
- 3 受託者は、第1項の事案が発生した場合であって、委託者から保有個人情報の漏えい等に係る個人情報保護委員会への報告を求められたときは、委託者の指示に従うこと。

(調査)

第15 委託者は、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理状況について、随時実地の調査等を

行うものとする。

(指示及び報告)

第16 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めるものとする。

(取扱記録の作成)

第17 受託者は、委託者から提供された保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の取扱状況を記録し、委託者に報告するものとする。

(運搬)

第18 受託者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、保有個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(補助事業の一部停止及び損害賠償)

第19 委託者は、受託者が保有個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

様式第2号（第3条関係）

公益財団法人福岡県中小企業振興センター
理事長 松本 茂樹 殿

経営革新計画伴走支援事業計画書

令和 年 月 日作成

専門家氏名	
-------	--

1 支援企業名

企業名		担当者氏名	
住所			
事業内容		業種	

2 課題・目標

現状・問題点	
課題・支援	
支援成果目標	
目標成果物	

3 各回の支援計画

回数	支援予定日	支援内容
1回目	月 (<input type="checkbox"/> 上旬 <input type="checkbox"/> 中旬 <input type="checkbox"/> 下旬)	
2回目	月 (<input type="checkbox"/> 上旬 <input type="checkbox"/> 中旬 <input type="checkbox"/> 下旬)	
3回目	月 (<input type="checkbox"/> 上旬 <input type="checkbox"/> 中旬 <input type="checkbox"/> 下旬)	
4回目	月 (<input type="checkbox"/> 上旬 <input type="checkbox"/> 中旬 <input type="checkbox"/> 下旬)	
5回目	月 (<input type="checkbox"/> 上旬 <input type="checkbox"/> 中旬 <input type="checkbox"/> 下旬)	

※旅費について、センター旅費規程による支払いを希望する場合は下記に記入してください。

経営革新計画伴走支援事業派遣専門家事務処理要領第5条第2項による旅費の支払いを希望します。
(支援企業の所在地まで公共交通機関を利用する場合の最寄りの駅又はバス停：)

様式第3号 (第3条関係)

公益財団法人福岡県中小企業振興センター
理事長 松本 茂樹 殿

経営革新計画伴走支援報事業報告書

令和 年 月 日作成

専門家氏名	
-------	--

1 支援企業名

企業名		担当者氏名	
住所			
事業内容		業種	

2 支援実施内容 (第 回目)

実施日	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
支援内容	
支援効果	
進捗状況	<input type="checkbox"/> 予定通り実施 <input type="checkbox"/> 予定変更 変更理由:

3 次回の実施予定内容 (第 回目)

実施日	令和 年 月 日 時 分～ 時 分
支援内容	

4 連絡事項

--

様式第4号（第3条関係）

公益財団法人福岡県中小企業振興センター
理事長 松本 茂樹 殿

経営革新計画伴走支援事業終了報告書

令和 年 月 日作成

専門家氏名	
-------	--

1 支援企業名

企業名		担当者氏名	
住所			
事業内容		業種	

2 報告内容

成果目標の達成度	
支援内容の定着 ・自走の可能性	
経営全般への効果	
今後取組みが必要と 思われる経営課題	
その他	

様式第5号（第6条関係）

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県中小企業振興センター
理事長 松本 茂樹 殿

（専門家名）

（署名又は記名押印）

（登録番号） T

経営革新計画伴走支援事業謝金等請求書

令和 年 月 日付けて契約を締結した経営革新計画伴走支援事業支援事業者指導業務委託について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円（うち消費税額10% 円）
内訳 謝金@31,500円 × 回= 円
旅費 @2,100円 × 回= 円

2 実施支援事業者

3 実施内容等

実施日時	支援内容	支援場所
令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
令和 年 月 日 時 分～ 時 分		
令和 年 月 日 時 分～ 時 分		

上記の指導を受けましたことを報告します。

支援事業者名
代表者の職・氏名

（署名又は記名押印）

様式第6号（第6条関係）

経営革新計画伴走支援事業
振込口座確認票

フリガナ.....
(個人名) _____
(住 所) _____
(電話番号) _____

経営革新計画伴走支援事業の謝金等の振込先口座を下記のとおり届け出ます。

金融機関名		本・支店名	
普通・当座		口座番号	
個人口座名義人名			

通帳コピー貼付欄

※通帳のコピーは、「銀行名」、「個人口座名義人」、「支店名」、「口座番号」が記載された内側のページと表紙の両方を貼付してください。